#### 令和2年度第2回富良野市中小企業振興促進審議会議事録

- 日 時) 令和 2 年 11 月 20 日(金)午後 1 時 55 分~午後 3 時 32 分
- 場 所) コンシェルジュフラノ **2F** 大ホール
- 出席委員) 平沢幸雄、大玉英史、杉谷久己、吉田幸生、奈良定雄、倉西裕明、 福井早苗、山崎時枝
- 事務局)川上部長、本田課長、上堀主幹、澤田係長、増田

## 1. 開会(上堀主幹)

・ 本日は、審議委員 10 人中 8 人が出席をいただいている。富良野市中小企業振興 条例施行規則第 16 条の規定に基づき、会議が成立していることを報告する。

## 2. 副市長挨拶

- ・ 富良野市中小企業振興総合補助制度については、市内の中小企業者向けの融資制度、 また補助金制度について、委員の皆さんからのご助言をいただき、中小企業者にとっ てより使いやすい制度となってきている。
- ・ 制度開始からこれまでに、店舗の開業支援として数多くの実績を挙げてきており、中 心市街地における空き店舗対策など、賑わいの創出にも寄与している。
- ・ 本年度においては、前回の審議会でご審議いただき、新たに新型コロナウイルス への対策として感染防止対策、イベント・情報発信支援を補助制度に加え、この 間、感染防止と経済活性化の両立に取り組んできている。
- ・ 本日は、これまで富良野の基幹産業を担ってきた観光業における宿泊施設や飲食店への支援制度の拡充などについて、ご審議いただく内容となっており、改めて委員の皆様から忌憚のないご意見をいただきたい。
- ・ 今後とも事業者ニーズに即した制度改正について、審議会でご審議いただき、商工業 発展に寄与できるようご協力をお願いしたい。

#### 3. 会長挨拶

## (平沢会長)

- ・ いま、副市長からもありましたように、この審議会で審議していただいた内容に ついて、まちの事業者への力添えになっていることを大変うれしく思う。
- ・ 今回の新型コロナウイルス感染症対策について、深刻な影響を受けている事業者 が経営を継続できるよう、どのような支援が必要か、審議会の意義が益々重要と なってきている。
- ・ 本日も委員の皆さんよりご意見やご提言をいただきながら、有意義な審議会となるようご協力をお願いしたい。

## 4. 報告事項

新型コロナウイルス感染症影響対策について

(事務局より説明、以下質疑のみ記載)

## (吉田委員)

・ 新型コロナウイルス感染症影響対策について、市が取り組んできたこれまでの対 策について報告があったが、要した経費について、国の費用がどれくらいで、市 がどのくらいの負担割合になっているのか。

#### (事務局)

・ 国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が順次、充当されており、 財政サイドではこれまで確定している執行残の経費を他事業へ振り替えるなど、 年度末まで金額が動くこととなる。

#### (杉谷委員)

• 国からの交付金で新たな事業を行う予定はあるのか。

#### (事務局)

• 11 月末の臨時会で冬に向けた施策を提案する予定であるが、財政調整基金を取り 崩すなど、国の交付金を活用しないことも考えている。

## 5. 議 事

【議案第1号 富良野市中小企業振興総合補助金の制度改正について】

(事務局より説明、以下質疑のみ記載)

簡易宿所の取り扱いについて

#### (吉田委員)

・ 簡易宿所の取り扱いについて、資料では外国人が建てた物件も簡易宿所として掲載されているが、補助の対象となるのか。

#### (事務局)

申請者となる外国人が富良野市に住民登録をしていれば、申請を受け付けるが、 外国籍のままの一時滞在者などは申請を受け付けない。

#### (杉谷委員)

簡易宿所の建設ニーズは今後あるということか。

#### (事務局)

・ 簡易宿所のような一つの建物を多人数で共有する宿泊スタイルが今後も増える とみられる。また、旅館業法の改正により、ホテル旅館業と簡易宿所の垣根がな くなり、簡易宿所についても補助対象とする事例が出てくると思われる。

## 住宅宿泊事業の取り扱いについて

#### (倉西委員)

・ 民泊の事業者への申請については、補助対象となるかどうか、どのような確認の

もとで判断していくのか。

#### (事務局)

・ まずは北海道への届出をしていることが条件であり、北海道が公表している届出 番号や住所との照合、標識の掲示を写真にとってもらうなど、民泊経営の実態を 確認した上で書類の審査を行うこととなる。

## (奈良委員)

・ 市内で民泊を経営している物件をいくつか知っているが、自宅でなくても賃貸物 件でも開業していることがあり、物件所有者の確認なども行うのか。

## (事務局)

・ 賃貸物件を利用して民泊を経営していたり、民泊の運営を委託している場合など もあり、いずれにしても経営者の所在などを確認しながら対応していく。

## 深夜営業酒類提供店の取り扱いについて

#### (平沢会長)

- ・ 事務局から説明があったように、飲食店、特に夜遅くまで営業しているお店が休業要請や感染対策など新型コロナウイルスの影響を大きく受けている状況にある。料飲店組合作成のマップを見ると富良野市内のスナック、バー、居酒屋のうち約8割のお店が深夜0時過ぎまで営業している。
- ・ 市民のみならずビジネス客や観光客が利用する需要も多く、とりわけ外国人旅行客が深夜まで娯楽を楽しむ文化・慣習があることから、コロナ収束後も見据えて、お店の数を減らさないための対策が必要と思う。

#### (大玉委員)

- ・ 料飲店組合の中村組合長とこの件について話をしたが、市内の料飲店で深夜営業を行っているお店について、いわゆる風営法の規制に該当するからという解釈によって、これまで補助制度を利用できない形となっている。
- ・ 風営法の中でも接待を伴う営業などは、規制の対象となってくると思うが、今回 の議論において深夜まで営業する店舗の取り扱いという点では、素案どおりでよ いかと思う。

## 答申について

## (平沢会長)

・ これまで各委員からご意見いただいたが、全体として今回の制度改正について、 この素案のとおり答申することでよろしいか。

#### (委員全員了承)

## (平沢会長)

それでは本審議会の審議を経て、改正案のとおり答申することとする。

## 7. その他

## (事務局)

・ 本日、ご審議いただいた改正案については、新型コロナウイルス感染症への対応 など早急に取り組むべき内容もあることから、施行規則の改正手続きが整い次第 施行することでご承知いただきたい。

# 8. 閉会

# (平沢会長)

・ 本審議会については、これで閉会とします。